

# 令和7年度第12回教育委員会定例会

## 議事日程及び議案等

令和8年3月23日（月）

16時15分

於：女性第一・第二研修室

議事日程

令和8年3月23日（月）16時15分

女性第一・第二研修室

1 開 会

2 会議成立の宣告

3 会議録署名者の指名

4 会議の公開等について

5 議案審査順

公開予定（案）

定第92号議案 鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則一部改正の件

定第93号議案 鹿児島市教育委員会教育長事務決裁規程一部改正の件

定第94号議案 鹿児島市教育委員会公印規則一部改正の件

定第95号議案 鹿児島市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を学校長に委任する規程一部改正の件

定第96号議案 鹿児島市教育委員会職員の条件付採用期間における勤務評定に関する規程一部改正の件

定第97号議案 鹿児島市教育委員会文書取扱規程一部改正の件

定第98号議案 義務教育学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則制定の件

定第99号議案 鹿児島市立幼稚園園則一部改正の件

報告事項(2) 前之浜・生見校区からの「学校統合に関する要望書」の提出について

報告事項(3) 桜島学校の開校及び新校舎建築工事の進捗状況について

報告事項(4) 令和7年度鹿児島学力・学習状況調査の結果について

報告事項(5) 市議会関係の審議等について

非公開予定（案）

定第91号議案 鹿児島市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画に関する件

報告事項(1) 鹿児島市の教育に関するアンケート調査結果について

定第90号議案 鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免の件

6 その他

7 閉 会

鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則一部改正の件

鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月23日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項及び第2項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成9年教育委員会訓令第1号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1) 略す

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(20) 略す

鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則

第3条 管理部の内部組織中

「  
総務課  
    総務係  
    企画調整係  
    財務係  
」

を

「  
総務課  
    総務係  
    企画調整係  
    財務係  
学校整備推進課  
」

に改める。

第3条の2を削る。

第4条 管理部総務課総務係の事務分掌第4号及び第14号中「（学校整備室に係るものを含む。）」を削る。

第4条 管理部総務課の事務分掌の次に次のように加える。

学校整備推進課

- (1) 学校施設の整備に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (2) 学校規模適正化・適正配置に関すること。
- (3) 課内の予算の執行その他の庶務に関すること。

第4条の2を削る。

第7条第4項中「、管理部に桜島学校教育担当課長を」を削り、「教育DX担当部長を」の次に「、教育部に学校給食担当課長を」を加える。

付 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に次表の左欄に掲げる組織に配置されている職員は、別に人事異動通知書が交付されない限り、それぞれ同表の右欄に掲げる組織に配置換えされたものとする。

左欄	右欄
管理部学校整備室	管理部学校整備推進課

(改正理由)

令和8年4月1日の組織機構の整備等に伴い、関係条文を整備するものである。

鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則（昭和46年教育委員会規則第5号）新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(内部組織)</p> <p>第3条 鹿児島市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>管理部</p> <p>    総務課（略）</p> <p>    施設課（略）</p> <p>    文化財課（略）</p> <p>教育部（略）</p> <p><u>第3条の2 事務局の内部組織で課に準ずるものとして、総務課に学校整備室を置く。</u></p> <p>(事務分掌)</p> <p>第4条 前条に定める組織の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>管理部</p> <p>    総務課</p> <p>        総務係</p> <p>            (1)～(3)（略）</p> <p>            (4) 事務局、部及び課に属する庶務<u>(学校整備室に係るものを含む。)</u>に関すること。</p> <p>            (5)～(13)（略）</p> <p>            (14) 課内の予算の執行<u>(学校整備室に係るものを含む。)</u>に関すること。</p>	<p>(内部組織)</p> <p>第3条 鹿児島市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>管理部</p> <p>    総務課（略）</p> <p>    <u>学校整備推進課</u></p> <p>    施設課（略）</p> <p>    文化財課（略）</p> <p>教育部（略）</p> <p><u>第3条の2 削除</u></p> <p>(事務分掌)</p> <p>第4条 前条に定める組織の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>管理部</p> <p>    総務課</p> <p>        総務係</p> <p>            (1)～(3)（略）</p> <p>            (4) 事務局、部及び課に属する庶務に関する<u>こと。</u></p> <p>            (5)～(13)（略）</p> <p>            (14) 課内の予算の執行に関する<u>こと。</u></p>	<p>令和8年4月1日の組織機構の整備に伴うもの</p> <p>学校整備室の廃止</p> <p>文言整理</p> <p>文言整理</p>

<p>企画調整係 (略)</p> <p>財務係 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>施設課 (略)</p> <p>文化財課 (略)</p> <p>教育部 (略)</p> <p><u>第4条の2 第3条の2に定める事務局の内部組織で課に準ずるものの事務分掌は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>学校整備室</u></p> <p>(1) <u>学校施設の整備に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。</u></p> <p>(2) <u>学校規模適正化・適正配置に関すること。</u></p> <p>(職制及び職員)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、事務局に学校整備推進担当部長及び教育DX担当部長を、<u>管理部に桜島学校教育担当課長を、保健体育課に給食センター整備担当係長を置くことができる。</u></p> <p>5 (略)</p>	<p>企画調整係 (略)</p> <p>財務係</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>学校整備推進課</u></p> <p>(1) <u>学校施設の整備に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。</u></p> <p>(2) <u>学校規模適正化・適正配置に関すること。</u></p> <p>(3) <u>課内の予算の執行その他の庶務に関すること。</u></p> <p>施設課 (略)</p> <p>文化財課 (略)</p> <p>教育部 (略)</p> <p><u>第4条の2 削除</u></p> <p>(職制及び職員)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、事務局に学校整備推進担当部長及び教育DX担当部長を、<u>教育部に学校給食担当課長を、保健体育課に給食センター整備担当係長を置くことができる。</u></p> <p>5 (略)</p>	<p>学校整備推進課の設置</p> <p>学校整備推進課への移替え</p> <p>桜島学校教育担当課長の廃止 学校給食担当課長の配置</p>
--	---	--

鹿児島市教育委員会教育長事務決裁規程一部改正の件

鹿児島市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 3 月 2 3 日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第 2 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号。以下「法」という。）第 2 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成 9 年教育委員会訓令第 1 号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1) 略す

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(20) 略す

鹿児島市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令

第19条の3を第19条の4とし、第19条の2を第19条の3とし、第19条の次に次の1条を加える。

(管理部学校整備推進課長の専決事項)

第19条の2 学校整備推進課長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 学校規模適正化・適正配置に係る連絡調整に関する事。

第22条第1号中「、学校保健及び学校給食」を「及び学校保健」に改め、同条第3号及び第5号中「、給食」を削る。

第22条の2を第22条の3とし、第22条の次に次の1条を加える。

(教育部学校給食担当課長の専決事項)

第22条の2 教育部学校給食担当課長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 学校給食に関する指導、助言及び軽易な事項の計画実施に関する事。

(2) 給食に関する調査研究及び収集に関する事。

(3) 給食の諸機関及び団体との連絡に関する事。

第23条の2及び第23条の3を削る。

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(改正理由)

令和8年4月1日の組織整備等に伴い、関係条文を整備するものである。

鹿児島市教育委員会教育長事務決裁規程（昭和46年教育委員会教育長訓令第2号）新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(管理部施設課長の専決事項)</p> <p><u>第19条の2</u> (略)</p> <p>(管理部文化財課長の専決事項)</p> <p><u>第19条の3</u> (略)</p> <p>(教育部保健体育課長の専決事項)</p> <p>第22条 教育部保健体育課長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>体育、学校保健及び学校給食</u>に関する指導、助言及び軽易な事項の計画実施に関すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 体育、保健、<u>給食</u>及び安全に関する調査研究及び収集に関すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 体育、保健、<u>給食</u>及び安全の諸機関及び団体との連絡に関すること。</p>	<p>(<u>管理部学校整備推進課長の専決事項</u>)</p> <p><u>第19条の2</u> <u>学校整備推進課長の専決事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>学校規模適正化・適正配置に係る連絡調整に関すること。</u></p> <p>(管理部施設課長の専決事項)</p> <p><u>第19条の3</u> (略)</p> <p>(管理部文化財課長の専決事項)</p> <p><u>第19条の4</u> (略)</p> <p>(教育部保健体育課長の専決事項)</p> <p>第22条 教育部保健体育課長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>体育及び学校保健</u>に関する指導、助言及び軽易な事項の計画実施に関すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 体育、保健及び安全に関する調査研究及び収集に関すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 体育、保健及び安全の諸機関及び団体との連絡に関すること。</p> <p>(<u>教育部学校給食担当課長の専決事項</u>)</p>	<p>令和8年4月1日の組織機構の整備に伴う専決事項の整理</p> <p>条ずれ</p> <p>条ずれ</p> <p>文言整理</p> <p>文言整理</p> <p>文言整理</p> <p>学校給食担当課長の配置に伴</p>

<p>(教育部児童生徒支援課長の専決事項)</p> <p><u>第22条の2</u> (略)</p> <p>(<u>管理部学校整備室長の専決事項</u>)</p> <p><u>第23条の2</u> <u>管理部学校整備室長の専決事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>学校規模適正化・適正配置等に係る連絡調整に関すること。</u></p> <p>(<u>管理部桜島学校教育担当課長の専決事項</u>)</p> <p><u>第23条の3</u> <u>管理部桜島学校教育担当課長の専決事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>桜島学校の学校運営検討に関すること。</u></p>	<p><u>第22条の2</u> <u>教育部学校給食担当課長の専決事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>学校給食に関する指導、助言及び軽易な事項の計画実施に関すること。</u></p> <p>(2) <u>給食に関する調査研究及び収集に関すること。</u></p> <p>(3) <u>給食の諸機関及び団体との連絡に関すること。</u></p> <p>(教育部児童生徒支援課長の専決事項)</p> <p><u>第22条の3</u> (略)</p> <p>(教育部生涯学習課長の専決事項)</p> <p><u>第23条</u> (略)</p> <p><u>第23条の2</u> <u>削除</u></p> <p><u>第23条の3</u> <u>削除</u></p>	<p>う専決事項の追加</p> <p>条ずれ</p> <p>学校整備推進課への移管に伴う専決事項の削除</p> <p>桜島学校教育担当課長の廃止に伴う専決事項の削除</p>
---	--	--

鹿児島市教育委員会公印規則一部改正の件

鹿児島市教育委員会公印規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月23日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項及び第2項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成9年教育委員会訓令第1号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1) 略す

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(20) 略す

鹿児島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

別表第1中

「

課長（事務局に置かれる課相当の組織の長を含む。以下同じ。）印	〃	方20	〃	当該課長。ただし、学校整備室にあつては、総務課長	必要に応じて各1。ただし、生涯学習課2	7
--------------------------------	---	-----	---	--------------------------	---------------------	---

」

を

「

課長（事務局に置かれる課相当の組織の長を含む。以下同じ。）印	〃	方20	〃	当該課長	必要に応じて各1。ただし、生涯学習課2	7
--------------------------------	---	-----	---	------	---------------------	---

」

に、

「

市立学校（幼稚園を含む。以下同じ。）印	てん書	方45	卒業証書用 修了証書用	当該学校の校長（園長を含む。）	必要に応じて各1	11 12 13
市立学校印	〃	方20	公文書用	〃	必要に応じて各1	14 15 16
市立学校長印	〃	方18	公文書用 諸証明書用	〃	必要に応じて各1	17 18 19

」

を

「

市立学校（幼稚園を含む。以下同じ。）印	てん書	方45	卒業証書用 修了証書用	当該学校の校長（園長を含む。）	必要に応じて各1	11 12 13 14
---------------------	-----	-----	----------------	-----------------	----------	----------------------

」

市立学校印	〃	方 20	公文書用	〃	必要に応 じて各 1	15 16 17 18
市立学校長印	〃	方 18	公文書用 諸証明書用	〃	必要に応 じて各 1	19 20 21 22

に改める。

別表第 2 中

「

11



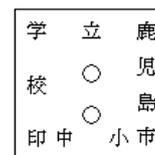
12



13



14



15



16



17



18



19



」

を

「

11

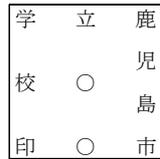
12

13

14



15



16



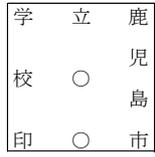
17



18



19



20



21



22



」

に改める。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(改正理由)

令和8年4月1日付の組織機構の整備及び義務教育学校設置に伴い、関係条文を整理するものである。

鹿児島市教育委員会公印規則（昭和42年教育委員会規則第4号）新旧対照表

現行	改正案	備考
別表第1 【別記1 参照】 備考 課印を使用する場合は、課長印に準ずる。 別表第2 【別記2 参照】 備考 配字上必要があるときは、「印」の文字の前に「之」の文字を加えることができる。	別表第1 【別記1 参照】 備考 課印を使用する場合は、課長印に準ずる。 別表第2 【別記2 参照】 備考 配字上必要があるときは、「印」の文字の前に「之」の文字を加えることができる。	組織機構の整備及び義務教育学校設置に伴う規定の整理  義務教育学校設置に伴う規定の整理

【別記1】

現行

公印の種類	書体	寸法 (ミリメートル)	使用区分	保管主管課長	個数	ひな型 別表第2
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
課長（事務局に置かれる課相当の組織の長を含む。以下同じ。）印	〃	方20	〃	当該課長。ただし、学校整備室にあっては、総務課長	必要に応じ て各1	7
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
市立学校（幼稚園を含む。以下同じ。）印	てん書	方45	卒業証書用 修了証書用	当該学校の校長 (園長を含む。)	必要に応じ て各1	11 12 13
市立学校印	〃	方20	公文書用	〃	必要に応じ	14

					て各 1	1 5 1 6
市立学校長印	〃	方 1 8	公文書用 諸証明書用	〃	必要に応じ て各 1	1 7 1 8 1 9

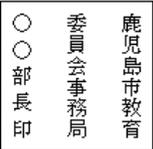
改正案

公印の種類	書体	寸法 (ミリメートル)	使用区分	保管主管課長	個数	ひな型 別表第 2
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
課長（事務局に置かれる課相当の組織の長を含む。以下同じ。）印	〃	方 2 0	〃	当該課長	各 1	7
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
市立学校（幼稚園を含む。以下同じ。）印	てん書	方 4 5	卒業証書用 修了証書用	当該学校の校長 (園長を含む。)	必要に応じ て各 1	1 1 1 2 1 3 1 4
市立学校印	〃	方 2 0	公文書用	〃	必要に応じ て各 1	1 5 1 6 1 7 1 8

市立学校長印	〃	方18	公文書用 諸証明書用	〃	必要に応じ て各1	19 20 21 22
--------	---	-----	---------------	---	--------------	----------------------

【別記2】

現行

1	2	3	4
	削除	削除	
5	6	7	8
			削除
9	10	11	12
			
13	14	15	16
			

1 7



1 8



1 9



改正案

1



2

削除

3

削除

4



5



6



7



8

削除

9



1 0



1 1



1 2



1 3



1 4



1 5



1 6



1 7

学	○	鹿
校	高	児
印	等	島
		○

2 1

校	○	鹿
長	高	児
印	等	島
	学	○

1 8

稚	立	鹿
園	○	児
印	○	島
	幼	市

2 2

稚	立	鹿
園	○	児
長	○	島
印	幼	市

1 9

学	立	鹿
校	○	児
長	○	島
印	中	小市

2 0

学	立	鹿
校		児
長	○	島
印	○	市

鹿児島市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を学校長に委任する規程一部改正の件

鹿児島市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を学校長に委任する規程の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月23日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項及び第2項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成9年教育委員会訓令第1号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1) 略す

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(20) 略す

鹿児島市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を学校長に委任する訓令

第2条中「及び中学校長」を「、中学校長及び義務教育学校長」に改める。

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(改正理由)

義務教育学校設置に伴い、関係条文の整理をするものである。

鹿児島市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を学校長に委任する規程（平成18年教育委員会教育長訓令第1号）新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(委任事項)</p> <p>第2条 教育長は、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する教職員に係る扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の月額又は額の決定及び改定並びに児童手当の認定に関する事務を鹿児島市立小学校長及び中学校長（以下「校長」という。）に委任する。</p>	<p>(委任事項)</p> <p>第2条 教育長は、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する教職員に係る扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の月額又は額の決定及び改定並びに児童手当の認定に関する事務を鹿児島市立小学校長、<u>中学校長</u>及び義務教育学校長（以下「校長」という。）に委任する。</p>	<p>義務教育学校の設置に伴うもの</p>

定第96号議案

鹿児島市教育委員会職員の条件付採用期間における勤務評定に関する規程一部改正の件

鹿児島市教育委員会職員の条件付採用期間における勤務評定に関する規程の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月23日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

1 鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項及び第2項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成9年教育委員会訓令第1号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1) 略す

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(20) 略す

鹿児島市教育委員会職員の条件付採用期間における勤務評定に関する訓令

第1条中「及び小中学校」を「並びに小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(改正理由)

義務教育学校設置に伴い、関係条文の整理をするものである。

鹿児島市教育委員会職員の条件付採用期間における勤務評定に関する規程（平成25年教育委員会訓令第2号）新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条及び第22条の2第7項及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第12条第1項に規定する鹿児島市教育委員会事務局職員並びに市費支弁の幼稚園職員及び<u>小中学校職員</u>並びに教育委員会の所管に属する教育機関の職員（以下「職員」という。）の条件付採用の期間における勤務成績の評定（以下「勤務評定」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条及び第22条の2第7項及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第12条第1項に規定する鹿児島市教育委員会事務局職員並びに市費支弁の幼稚園職員<u>並びに小学校、中学校及び義務教育学校職員</u>並びに教育委員会の所管に属する教育機関の職員（以下「職員」という。）の条件付採用の期間における勤務成績の評定（以下「勤務評定」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>義務教育学校の設置に伴うもの</p>

鹿児島市教育委員会文書取扱規程一部改正の件

鹿児島市教育委員会文書取扱規程の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月23日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

1 鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項及び第2項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成9年教育委員会訓令第1号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1) 略す

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(20) 略す

鹿児島市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

第2条第5号中「及び第3条の2」を削り、同条第8号を次のように改める。

(8) 電子署名 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第1項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

第26条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、発送文書が電子文書である場合は、公印の押印に代えて電子署名を付与することができる。

第26条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、軽易な文書、書簡文、庁内への発送文書等にあつては、公印の押印又は電子署名の付与を省略することができる。

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

（改正理由）

電子文書の発送に関し、公印の押印に代えて、電子署名を付す取扱いを定めるものである。

鹿児島市教育委員会文書取扱規程（平成28年教育長訓令第2号）新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略す</p> <p>(5) 課 事務分掌規則第3条及び第3条の2に定める課及び課に準ずる組織をいう。</p> <p>(6)・(7) 略す</p> <p>(8) <u>電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名であつて、総務省令で定める基準に適合するものをいう。</u></p> <p>(9) 略す</p> <p>(公印及び契字印等)</p> <p>第26条 発送文書には、鹿児島市教育委員会公印規則（昭和42年教育委員会規則第4号）の定めるところにより、公印を押さなければならない。<u>ただし、軽易な文書、書簡文、庁内への発送文書等にあつては、公印の押印を省略することができる。</u></p> <p><u>2</u> 略す</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略す</p> <p>(5) 課 事務分掌規則第3条に定める課及び課に準ずる組織をいう。</p> <p>(6)・(7) 略す</p> <p>(8) <u>電子署名 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第1項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。</u></p> <p>(9) 略す</p> <p>(公印及び契字印等)</p> <p>第26条 発送文書には、鹿児島市教育委員会公印規則（昭和42年教育委員会規則第4号）の定めるところにより、公印を押さなければならない。<u>ただし、発送文書が電子文書である場合は、公印の押印に代えて電子署名を付与することができる。</u></p> <p><u>2</u> <u>前項の規定にかかわらず、軽易な文書、書簡文、庁内への発送文書等にあつては、公印の押印又は電子署名の付与を省略することができる。</u></p> <p><u>3</u> 略す</p>	<p>組織及び事務分掌等に関する規則の改正による文言整理</p> <p>電子署名の定義の変更</p> <p>公印の押印に代えて、電子署名を付す取扱いを追加</p> <p>文言整理</p>

義務教育学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則制定の件

義務教育学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則を別紙のとおり制定する。

令和8年3月23日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項及び第2項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成9年教育委員会訓令第1号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1) 略す

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(20) 略す

## 義務教育学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則

(鹿児島市立小中学校区審議会条例施行規則の一部改正)

第1条 鹿児島市立小中学校区審議会条例施行規則(昭和43年教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿児島市立小学校、中学校及び義務教育学校区審議会条例施行規則

第1条中「小中学校区審議会」を「小学校、中学校及び義務教育学校区審議会」に改める。

第2条第2号中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改め、同条第3号中「小学校長及び中学校長」を「小学校長、中学校長及び義務教育学校長」に改める。

第3条中「小中学校区審議会」を「小学校、中学校及び義務教育学校区審議会」に改める。

(鹿児島市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正)

第2条 鹿児島市立学校体育施設の開放に関する規則(昭和49年教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第5条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 義務教育学校 校庭、屋内運動場、プール、柔剣道場及び弓道場

(鹿児島市立少年自然の家条例施行規則の一部改正)

第3条 鹿児島市立少年自然の家条例施行規則(昭和50年教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「小・中学校及び高等学校の児童・生徒並びに」を「小学校、中学校、義務教育学校若しくは高等学校に在学する者又はこれに準ずる者及び」に改める。

第10条第1号中「小・中学校及び高等学校」を「小学校、中学校、義務教育学校若しくは高等学校」に改める。

(鹿児島市宮川野外活動センター条例施行規則の一部改正)

第4条 鹿児島市宮川野外活動センター条例施行規則(昭和62年教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「小・中学校及び高等学校の児童生徒並びに」を「小学校、中学校、義務教育学校若しくは高等学校に在学する者又はこれに準ずる者及び」に改める。

(鹿児島市図書館条例施行規則の一部改正)

第5条 鹿児島市立図書館条例施行規則(平成2年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項ただし書中「市立小学校・中学校」の次に「・義務教育学校」を加える。

(鹿児島市立高等学校通学区域に関する規則の一部改正)

第6条 鹿児島市立高等学校通学区域に関する規則（平成12年教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「中学校又は卒業した中学校」を「中学校（義務教育学校を含む）若しくはこれに準ずる学校（以下「中学校等」という。）又は卒業した中学校等」に改める。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（改正理由）

義務教育学校の設置等に伴う関係条文を整理するものである。

鹿児島市立小中学校区審議会条例施行規則（昭和43年教育委員会規則第7号）新旧対照表

現行	改正案	備考
<p><u>鹿児島市立小中学校区審議会条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鹿児島市立小中学校区審議会条例（昭和43年条例第41号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委員の構成)</p> <p>第2条 条例第3条に規定する委員の構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 学識経験者 7人以下</p> <p>(2) <u>小学校及び中学校のPTA</u>を代表する者 2人</p> <p>(3) <u>小学校長及び中学校長</u> 2人</p> <p>(4) 市長部局の職員 2人</p> <p>(5) その他委員会が必要と認める者 2人以内</p> <p>(意見の開陳等の要求)</p> <p>第3条 鹿児島市立小中学校区審議会（以下「審議会」という。）は、所掌事務を遂行するため必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見の開陳及び説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>(略)</p>	<p><u>鹿児島市立小学校、中学校及び義務教育学校区審議会条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鹿児島市立小学校、中学校及び義務教育学校区審議会条例（昭和43年条例第41号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委員の構成)</p> <p>第2条 条例第3条に規定する委員の構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 学識経験者 7人以下</p> <p>(2) <u>小学校、中学校及び義務教育学校のPTA</u>を代表する者 2人</p> <p>(3) <u>小学校長、中学校長及び義務教育学校長</u> 2人</p> <p>(4) 市長部局の職員 2人</p> <p>(5) その他委員会が必要と認める者 2人以内</p> <p>(意見の開陳等の要求)</p> <p>第3条 鹿児島市立小学校、中学校及び義務教育学校区審議会（以下「審議会」という。）は、所掌事務を遂行するため必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見の開陳及び説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>(略)</p>	<p>題名の変更</p> <p>文言の整理</p> <p>文言の整理</p> <p>文言の整理</p>

鹿児島市立学校体育施設の開放に関する規則（昭和49年教育委員会規則第4号）新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(開放する施設の種類)</p> <p>第5条 開放する施設の種類の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 小学校 校庭、屋内運動場及びプール</p> <p>(2) 中学校 校庭、屋内運動場、プール、柔剣道場及び弓道場</p> <p>(3) <u>高等学校 校庭、屋内運動場及びプール</u></p>	<p>(開放する施設の種類の種類)</p> <p>第5条 開放する施設の種類の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 小学校 校庭、屋内運動場及びプール</p> <p>(2) 中学校 校庭、屋内運動場、プール、柔剣道場及び弓道場</p> <p>(3) <u>義務教育学校 校庭、屋内運動場、プール、柔剣道場及び弓道場</u></p> <p>(4) <u>高等学校 校庭、屋内運動場及びプール</u></p>	

鹿児島市立少年自然の家条例施行規則（昭和50年教育委員会規則第6号）新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(使用者の範囲)</p> <p>第5条 少年自然の家を使用することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。</p> <p>(1) <u>小・中学校及び高等学校の児童・生徒並びにその指導者</u></p> <p>(2) 子供会等の少年団体及びその指導者</p> <p>(3) その他教育委員会が適当と認める者</p> <p>(略)</p>	<p>(使用者の範囲)</p> <p>第5条 少年自然の家を使用することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。</p> <p>(1) <u>小・中学校、義務教育学校若しくは高等学校に在学する者又はこれに準ずる者及びその指導者</u></p> <p>(2) 子供会等の少年団体及びその指導者</p> <p>(3) その他教育委員会が適当と認める者</p> <p>(略)</p>	<p>文言の整理</p>

<p>(協議会の委員)</p> <p>第10条 鹿児島市立少年自然の家運営協議会(以下「協議会」という。)の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。</p> <p>(1) <u>小・中学校及び高等学校を代表する者</u></p> <p>(2) 教職員団体を代表する者</p> <p>(3) 社会教育関係団体を代表する者</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 教育委員会事務局職員</p> <p>(6) その他教育委員会が必要と認める者</p> <p>(略)</p>	<p>(協議会の委員)</p> <p>第10条 鹿児島市立少年自然の家運営協議会(以下「協議会」という。)の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。</p> <p>(1) <u>小・中学校、義務教育学校若しくは高等学校を代表する者</u></p> <p>(2) 教職員団体を代表する者</p> <p>(3) 社会教育関係団体を代表する者</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 教育委員会事務局職員</p> <p>(6) その他教育委員会が必要と認める者</p> <p>(略)</p>	<p>文言の整理</p>
--	---	--------------

鹿児島市宮川野外活動センター条例施行規則(昭和62年教育委員会規則第7号)新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(使用者の範囲)</p> <p>第4条 野外活動センターを使用できる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>小・中学校及び高等学校の児童生徒並びにその指導者</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(使用者の範囲)</p> <p>第4条 野外活動センターを使用できる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>小学校、中学校、義務教育学校若しくは高等学校に在学する者又はこれに準ずる者及びその指導者</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p>	

鹿児島市図書館条例施行規則(平成2年教育委員会規則第8号)新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(利用者カード)</p>	<p>(利用者カード)</p>	

<p>第9条 図書館資料を利用しようとするものは、個人利用申込書（様式第4）又は団体利用申込書（様式第5）（以下これらを「利用申込書等」という。）に必要な事項を記載し、前条第2項又は第3項に規定する資格を証明する身分証明書その他これに類するものを提示し、図書館利用者カード（様式第6。以下「利用者カード」という。）の交付を受けなければならない。ただし、電子書籍を、市立小学校・中学校・高等学校を通じ児童生徒及び教職員の利用に供する場合、当該児童生徒及び教職員は、利用者カードの交付を受ける必要はないものとする。</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>第9条 図書館資料を利用しようとするものは、個人利用申込書（様式第4）又は団体利用申込書（様式第5）（以下これらを「利用申込書等」という。）に必要な事項を記載し、前条第2項又は第3項に規定する資格を証明する身分証明書その他これに類するものを提示し、図書館利用者カード（様式第6。以下「利用者カード」という。）の交付を受けなければならない。ただし、電子書籍を、市立小学校・中学校・<u>義務教育学校</u>・高等学校を通じ児童生徒及び教職員の利用に供する場合、当該児童生徒及び教職員は、利用者カードの交付を受ける必要はないものとする。</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>文言の整理</p>
--	--	--------------

鹿児島市立高等学校通学区域に関する規則（平成12年教育委員会規則第16号）新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>（普通科への入学）</p> <p>第3条 普通科の高等学校への入学（転入学及び編入学を含む。以下同じ。）を志願することができる者は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) その保護者が普通科の学区外に住所を有する者で、現に在学している<u>中学校又は卒業した中学校</u>の所在地が普通科の学区内にある場合において、教育委員会から普通科の学区の指定を受けたもの</p>	<p>（普通科への入学）</p> <p>第3条 普通科の高等学校への入学（転入学及び編入学を含む。以下同じ。）を志願することができる者は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) その保護者が普通科の学区外に住所を有する者で、現に在学している<u>中学校（義務教育学校を含む）若しくはこれに準ずる学校</u>（以下「中学校等」という。）、又は卒業した<u>中学校等</u>の所在地が普通科の学区内にある場合において、教育委員会から普通科の学区の指定を受けたもの</p>	<p>文言の整理</p>

鹿児島市立幼稚園園則一部改正の件

鹿児島市立幼稚園園則の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 3 月 2 3 日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第 2 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号。以下「法」という。）第 2 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成 9 年教育委員会訓令第 1 号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1) 略す

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(20) 略す

鹿児島市立幼稚園園則（昭和53年教育委員会規則第6号）の一部を改正する規則

鹿児島市立幼稚園園則の一部を次のように改める。

別表中「鹿児島市立桜峰幼稚園」の項を削る。

付 則

（施行期日）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（改正理由）

桜峰幼稚園の廃止に伴い、別表中「鹿児島市立桜峰幼稚園 105人」の削除を行うもの。

【別記1】

現行

名称	定員
鹿児島市立宮川幼稚園	35人
鹿児島市立皆与志幼稚園	35人
鹿児島市立桜峰幼稚園	<u>105人</u>
鹿児島市立松元幼稚園	175人

改正案

名称	定員
鹿児島市立宮川幼稚園	35人
鹿児島市立皆与志幼稚園	35人
鹿児島市立松元幼稚園	175人

## 前之浜・生見校区からの「学校統合に関する要望書」の提出について

## 1 概要

前之浜小学校、生見小学校について、それぞれ、まちづくり協議会とPTAの連名で喜入小学校への統合に関する内容の要望書が教育長に提出されたもの

## 2 要望書の概要

- ・令和9年4月からの喜入小学校への統合
- ・スクールバスの運行
- ・学校跡地の活用 など

## 3 経緯

## (1) 前之浜小学校（3学級 17名）

令和7年	7月 4日	PTAと意見交換
	8月27日	学校運営協議会と意見交換
	11月27日	まちづくり協議会と意見交換
8年	1月18日	地域住民と意見交換

## (2) 生見小学校（2学級 13名）

令和7年	7月 2日	学校運営協議会及びPTAと意見交換
	8月10日	地域住民と意見交換
	9月 5日	PTAと意見交換
	9月28日	地域住民と意見交換

令和8年 3月13日 前之浜・生見の両校区から教育長に対し、それぞれ、まちづくり協議会とPTAの連名で要望書が提出された。（別紙）

## 4 今後の対応

関係各課、前之浜、生見、喜入小学校と協議し、令和9年4月の学校統合へ向けて検討していく。

鹿児島市教育委員会  
教育長 原之園 哲哉 様

鹿児島市立前之浜小学校  
学校統合に関する

# 要 望 書

## 学校統合に関する要望書

前之浜校区は、少子高齢化の急速な進行により児童数が大きく減少し、小学校では複式3学級、在籍1名の学年が複数学年にわたる状況となっております。鹿児島市教育委員会から学校規模適正化・適正配置に関する説明を受け、前之浜まちづくり協議会および前之浜小学校PTAにおいて協議を進め、地域としての意見を集約いたしました。

つきましては、児童のより良い教育環境の確保と、前之浜校区民の生活福祉向上のため、前之浜小学校の喜入小学校への統合および跡地活用等について、下記のとおり要望いたします。本要望の趣旨を御理解のうえ、早期実現に向けた御対応をお願い申し上げます。

### 記

#### 1 前之浜小学校の統合について

令和9年4月から、前之浜小学校を喜入小学校へ統合していただきたい。

#### 2 スクールバス等の運行について

児童の安全確保および保護者の経済的負担軽減のため、無料のスクールバス等を運行していただきたい。また、JR指宿枕崎線は大雨等で運休が多いことや喜入駅以南は運行本数が少ないことなどを踏まえ、校区の喜入中学校へ通学する生徒も同様にスクールバス利用をお願いしたい。

その際、運行形態、乗降場所やルート等について地域の実情に応じた検討をお願いしたい。特に、運行開始から一定期間は乗降のための人的配置など、児童の安全確保に努めていただきたい。なお、中学生の通学補助費（定期券購入費の半額）については継続願いたい。

#### 3 統合までの連携及び統合後の支援について

統合までの間、喜入小学校との計画的な連携・交流が図れるよう支援していただきたい。また、統合後も児童の不安軽減に配慮した教育環境づくりに御尽力願いたい。

#### 4 児童クラブについて

前之浜校区の児童クラブ（前之浜保育園）を利用する児童の送迎に配慮をお願いしたい。

#### 5 前之浜小学校跡地の活用について

跡地については、今後も校区民が集う場として活用できるよう、以下のとおり、支援をお願いしたい。

##### ① 校区公民館

小学校に隣接する校区公民館には、前之浜まちづくり協議会事務室が設置され、災

害時の避難所としても重要な役割を果たしている。今後も地域活動の拠点として利用できるよう配慮願いたい。

② 校庭

校庭は、公民館行事、少年団活動、グラウンドゴルフ、消防団訓練など年間を通して使用されており、児童にとっては交通量の多い道路や河川を避けられる 唯一の安全な遊び場となっている。引き続き利用できるよう検討をお願いしたい。

③ 体育館・トイレ

体育館は、公民館行事、学校開放（ソフトバレー）、第2避難所、選挙会場として活用されている。今後も継続して利用できるよう配慮をお願いしたい。

終わりに

学校統合は、児童の教育環境の向上につながる一方、地域や家庭にとって大きな変化となります。児童の安心・安全、児童および保護者の不安軽減、そして創立150年の歴史と伝統を誇る母校が閉校となる校区民の心情を御理解いただき、以上の要望について御検討賜りますようお願い申し上げます。

以上

令和8年3月13日

前之浜まちづくり協議会 会長 中釜 健三

前之浜小学校PTA 会長 徳永 学

鹿児島市教育委員会  
教育長 原之園 哲哉 様

生見小学校  
学校統合に関する

要 望 書

## 学校統合に関する要望書

生見まちづくり協議会の運営には御支援をいただき、感謝いたします。生見校区は少子高齢化が急速に進んでおり、小学校の児童数も減少して複式学級2学級となっております。学校適正化の説明会を受けて、生見まちづくり協議会、生見小学校PTAともに協議し、意見を集約しました。

この度、児童の教育環境の充実と持続可能な学校運営を目指すとともに、今後も生見校区の住民が健康で文化的な生活を営むことができるよう、生見小学校の喜入小学校への統合と生見小学校跡地活用等について下記のとおり要望いたしますので、その趣旨をご理解いただき、早期実現に向け、努めていただきますようお願いいたします。

### 記

- 1 生見小学校を喜入小学校へ統合していただきたい。統合時期は、現5年生が卒業するタイミングで、令和9年度4月からの統合をお願いしたい。また、今後学校統合に取り組む中で、就学前の教育への配慮についても御検討いただきたい。
- 2 児童生徒の安全確保と保護者の経済的負担を考慮し、無料のスクールバス等を運行していただきたい。指宿枕崎線は、大雨等ですぐに運行が止まることがあり、さらには、喜入駅以南の路線は、利用できないことが多々あることから、スクールバスの登下校運行の際には、生見校区から通う喜入中の生徒も一緒に登下校利用できるようにお願いしたい。さらには、乗降所や運行形態なども検討していただきたい。
- 3 現在、生見児童クラブは生見小学校内に設置されている。放課後の預かりは生見校区での対応が保護者にとっても大変有意義なので、統合後も生見児童クラブは校区公民館内に設置を希望したい。バス利用時に置き去りなどの安全面が心配であることから、システム等の導入を含めた対策も併せて検討していただきたい。
- 4 統合までの間は、喜入小学校との連携及び交流を計画的かつ積極的に行い、円滑な統合に向けた児童生徒の教育環境づくりへの配慮と支援を行っていただきたい。
- 5 これまで生見小学校は、校区民の活動の場として利用してきた場所である。統合後も校区民の憩いの場として活用させていただきたく、市の支援をお願いしたい。
  - ① 校区公民館  
生見まちづくり協議会の事務室があり、2階会議室は役員会や成人学級等の活動場所として利用している。また、1階の和室は、あいご会や女性学級、社会福祉協議会など多くの校区民が集い、活動している。今後とも地域の活動の場として利用したい。
  - ② 校庭・グラウンド  
校区の行事として、運動会やふれあい祭り、グラウンドゴルフ大会、また生見集落のグラウンドゴルフ場として利用している。今後も地域の活動の場として利用し

たい。ただし、小学校に設置されている遊具等は、安全管理が今後難しいため、撤去をお願いしたい。

③ 体育館

各集落の公民館はあるが、ふれあい祭りなど校区民が一同に集えるイベント会場が他にない。今後とも校区民が集い、活動できる場として利用したい。

④ 体育倉庫

体育倉庫には、イベント用のテントやグラウンド整備の草刈り機（乗用）などを収納している。今後のイベントやグラウンド整備に必要であることから、体育倉庫の利用を認めていただきたい。

統合は教育環境の向上につながる可能性がある一方で、地域や家庭にとって大きな変化でもあります。児童の安心・安全と、保護者の不安軽減のため、上記の要望をご検討いただけますようお願い申し上げます。

令和8年3月13日

生見まちづくり協議会 会長 古殿 和博

生見小学校PTA 会長 東 茂喜

## 桜島学校の開校及び新校舎建築工事の進捗状況

### 1 開校する桜島学校の状況

桜島地域の3中(東桜島・黒神・桜島中)5小(東桜島・高免・黒神・桜洲・桜峰小)計8校を統合し、「桜島をまるごと学び舎に」をコンセプトに本市初の義務教育学校として令和8年度は桜島中校舎に設置。※特認校制度の指定あり

#### (1) 設置日・開校式等

名 称：鹿児島市立桜島学校

設 置：令和8年4月1日(水)

始業式：令和8年4月8日(水)

開校式：令和8年4月9日(木) ※入学式に引続き実施

#### (2) 児童生徒数

小学校相当の前期課程：100名 中学校相当の後期課程：60名

合計 160名(1～9年 各1学級)

#### (3) スクールバスの運行状況 ※本市初となる運行

運行方式：民間貸切バス業者への運行委託 利用見込み：115名

2ルート：①桜島学校～黒神町(コミューター1台・4バス停)

②桜島学校～古里町(大型バス2台・6バス停)

便 数：登校時1便、下校時3便(低学年、高学年、部活・児童クラブ)

### 2 新校舎建築工事の状況

着 工：令和7年5月26日

現 況：下記写真・図のとおり、7棟とも着手済

工事完了：令和9年2月予定

竣 工 式：令和9年3月19日予定

供用開始：令和9年4月予定

<新校舎の状況> 7棟とも着手済  
 A～C棟：教室・特別教室  
 D棟：学校図書館・公民館図書室・管理室エリア  
 E棟：ランチルーム等・給食室・児童クラブ  
 F棟：屋内プール・公民館 G棟：屋内運動場



令和7年度 鹿児島学力・学習状況調査の結果について

1 調査の概要

(1) 調査の趣旨

- 知識及び技能や思考力、判断力、表現力等に関する学力の状況及び、児童生徒の学習に関する意識などの学習状況、学校の取組状況を把握する。
- 児童生徒が、自らの学力や学習の状況を瞬時に振り返り、自らの学びに生かすとともに、情報活用能力等の育成を図るためにC B T（コンピューターによる調査）で実施する。
- 学校では結果の分析を個別最適な学びに活用するなど、指導法改善を図り、児童生徒の確かな学力の定着や向上を推進する。

(2) 調査の対象等 県内全ての公立小・中学校

学校種	学年	本市調査実施校数	本市調査実施児童生徒数
小学校	第5学年	76校 (黒神小、花尾小は在籍なし)	4934人
中学校	第1学年	37校 (黒神中、東桜島中は在籍なし)	4793人
	第2学年	38校 (黒神中は在籍なし)	4630人

(3) 調査の内容

小学校－国語・社会・算数・理科、学習状況調査（児童版、学校版）  
 中学校－国語・社会・数学・理科・英語、学習状況調査（生徒版、学校版）

(4) 調査の実施日

小学校 第5学年 令和8年1月13日(火)、14日(水)  
 中学校 第1学年 令和8年1月15日(木)、16日(金)  
 第2学年 令和8年1月20日(火)、21日(水)

2 調査の結果

(1) 学力検査における各教科の平均正答率

	学年	小5			中1			中2		
		市	県	差 (市－県)	市	県	差 (市－県)	市	県	差 (市－県)
国語	知識・技能	73.1	71.4	1.7	65.3	65.7	-0.4	55.7	55.9	0.2
	思考・判断・表現 (話す・聴く)	25.4	23.3	2.1	49.9	48.0	1.9	56.4	55.9	0.5
	思考・判断・表現 (書く)	51.9	49.7	2.2	63.2	62.9	0.3	44.3	43.3	1.0
	思考・判断・表現 (読む)	51.0	48.7	2.3	57.8	57.2	0.6	50.4	49.5	0.9
	全体	53.8	51.7	2.1	59.9	59.4	0.5	52.4	52.0	0.4
社会	知識・技能	55.8	54.3	1.5	51.0	50.2	0.8	54.2	52.6	1.6
	思考・判断・表現	58.2	56.3	1.9	49.5	49.0	0.4	59.1	59.1	0
	全体	57.2	55.4	1.8	50.4	49.7	0.7	56.3	55.3	1.0
算数・数学	知識・技能	45.1	42.8	2.3	61.2	60.6	0.6	49.5	48.0	1.5
	思考・判断・表現	45.6	43.2	2.4	34.5	34.4	0.1	26.5	25.8	0.7
	全体	45.4	43.0	2.4	47.8	47.5	0.3	38.0	36.9	1.1
理科	知識・技能	58.4	57.0	1.4	51.7	51.7	0	47.6	46.3	1.3
	思考・判断・表現	62.3	60.4	1.9	45.9	45.4	0.5	53.5	53.0	0.5
	全体	60.3	58.7	1.6	50.2	50.1	0.1	49.3	48.2	1.1
英語	知識・技能				60.0	58.9	1.1	41.2	39.6	1.6
	思考・判断・表現				63.3	62.4	0.9	51.6	50.1	1.5
	全体				61.5	60.5	1.0	46.4	44.8	1.6

## (2) 学力検査の概要

- 全ての学年において、各教科の全体の平均正答率では、県平均を上回った。しかし、国語の「知識・技能」で、県をわずかに下回る結果となった。
- 小学5年生では全体的に正答率が高いが、中学1年生になると、全体的に正答率は下がっている。

## (3) 学習状況調査の概要

学習状況調査		小学5年生			中学1年生			中学2年生			
		R6	R7	差	R6	R7	差	R6	R7	差	
①	【主体的な学び】 課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいたか。	市	31.3	<u>34.0</u>	2.7	24.2	30.1	5.9	<u>24.0</u>	29.1 (24.2)	5.1
		県	31.6	33.6	2.0	24.5	30.1	5.6	23.4	30.1 (24.5)	6.7
②	【自己肯定感】 自分にはよいところがあるか。	市	<u>39.4</u>	<u>40.2</u>	0.8	<u>35.0</u>	<u>35.6</u>	0.6	<u>33.4</u>	34.0 (35.0)	0.6
		県	38.2	38.4	0.2	33.8	33.6	-0.2	33.2	32.9 (33.8)	-0.3
③	【粘り強さ】 自分でやると決めたことは、やりとげようとしているか。	市	47.8	<u>49.1</u>	1.3	43.4	43.8	0.4	43.1	43.5 (43.4)	0.4
		県	47.9	48.3	0.4	44.7	44.7	±0	43.6	44.0 (44.7)	0.4
④	【挑戦心】 難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦しているか。	市	33.6	35.7	2.1	<u>30.3</u>	<u>29.2</u>	-1.1	27.1	27.9 (30.3)	0.8
		県	34.5	35.9	1.4	29.7	28.6	-1.1	27.7	27.8 (29.7)	1.1
⑤	【省察力】 学習した内容について、わかった点や、よくわからなかった点を見直し、次の学習につなげることができているか。	市	<u>40.1</u>	<u>42.0</u>	1.9	30.4	<u>32.0</u>	1.6	<u>28.3</u>	30.4 (30.4)	2.1
		県	39.7	40.1	0.4	30.9	31.4	0.5	28.2	29.6 (30.9)	1.4
⑥	【学びに向かう力】 家庭学習では自分で計画を立てて勉強しているか。	市	<u>27.4</u>	39.1	11.7	20.4	28.4	8.0	<u>17.2</u>	24.7 (20.4)	7.5
		県	27.2	39.4	12.2	20.7	28.0	7.3	16.8	24.6 (20.7)	7.8

※ 「当てはまる」と回答した割合 (%)

※ 下線は県を上回っている割合 (%)

### ア 学習状況調査の概要から分かること

- 【主体的な学び】及び【学びに向かう力】に関する質問に対して、「当てはまる」と回答をした児童生徒が、昨年度と比較して大幅に増えている。(①、⑥)
- 【自己肯定感】に関する質問に対して、どの学年においても3割を超える児童生徒が「当てはまる」と回答をしており、またいずれも県全体を上回っている。(②)
- 【粘り強さ】についてはどの学年においても4割を超える児童生徒が、また【挑戦心】においては3割前後の児童生徒が「当てはまる」と回答している。(③、④)

### イ その他から分かること

- 「授業がよくわかる」は学年が上がるほど低下している。

小5：国語53.7%／社会52.5%／算数52.6%／理科60.5%
中1：国語38.7%／社会40.5%／数学35.7%／理科36.2%／英語34.0%
中2：国語28.8%／社会38.7%／数学32.2%／理科35.9%／英語28.7%

- 児童生徒は探究・協働的な授業で「やりがい」を感じている。

「自分たちで考え、話し合う授業」に『とてもやりがいを感じる』と回答した児童生徒の比率は高い。(小5 55.4%／中1 49.3%／中2 43.6%)
「自分たちで調べて、課題を解決する授業」に『とてもやりがいを感じる』と回答した児童生徒の比率も高い。(小5 59.9%／中1 49.8%／中2 44.4%)
一方、「先生の説明時間が多い授業」は『とてもやりがいを感じる』と回答した中1、中2の生徒の割合は低い。(小5 25.0%／中1 12.4%／中2 9.4%)

## 3 今後の取組

- 県平均を大きく上回る学校について、取組事例の収集を実施し、各学校への配布を行う。
- 各教科の指導のポイントをまとめ冊子を学校へ配布し、各種研修会で、活用する。
- 結果の概要について、各学校で学校だよりやホームページ等で公表

## 市議会関係の審議等について

- ・令和8年第1回市議会定例会

会期：2月9日（月）～3月19日（木）

○第164号議案 義務教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

○第165号議案 鹿児島市学校給食費に関する条例制定の件

○第167号議案 鹿児島市報酬及び費用弁償条例一部改正の件

○第195号議案 令和8年度鹿児島市一般会計予算（教育委員会関係分）